

## 助成先選考規則

(総則)

第1条 本会の助成先選考に関しては、この規則を適用する。

(基本的な考え方)

第2条 本会の助成事業は、随時その申請を受け付けるとともに、可及的速やかに決定し実施するという機動性をもって助成先のニーズに応えることを本則とする。

(公募)

第3条 本会の助成は公募を原則とする。

第4条 応募は来会のほか、電話・ファックス等でも随時受け付けることとする。

(選考委員会)

第5条 応募があった場合、事務局で確認のうえ速やかに選考委員会で審議して決定する。その際応募者が広域にわたること等から、各地の社会福祉協議会、共同募金会あるいは地方公共団体の福祉関係部署等からの推薦ないし紹介があればそれを考慮する。

第6条 選考委員会は、理事長、常勤理事および事務局長より構成することとし、理事会が選出する。

第7条 選考委員会は、原則として応募があった都度開催する。

第8条 選考委員会はその審議に当たって、次の各項目を吟味したうえで可否を決定する。決定は選考委員全員一致を原則とする。但し、助成先が選考委員と利害関係を有する場合には、当該選考委員は決議に加わることは出来ない。

- (1) 本件の助成が本会定款に掲げた目的及び事業に該当すること。
- (2) 助成資金は、原則として応募者の行う社会公益事業にとって必要不可欠と認められる物品購入費ないし特定のプロジェクト資金とする。
- (3) 本会の当該年度の予算に即して助成金額が妥当であること。
- (4) 助成時期はその助成内容に応じて、当該年度に限るもののみならず、複数年にまたがるものがあったとしても差し支えない。

第9条 助成1件当たりの金額は、原則として30万円から50万円とし、助成対象事業等

の意義や事業規模等から必要と判断される場合は、100万円以内の金額とすることができる。

2. 自然災害や大規模プロジェクトなど助成対象事業等に特別の事情がある場合は、100万円超の助成を行うことができる。この場合、当該助成に係る特別の事情を助成実施後に開催される理事会、評議員会に報告するものとする。

第10条 前条の審議にあたっては、可能な限り、社会福祉事業に造詣の深い専門アドバイザーの意見を取り入れることとする。

(利益相反等の防止)

第11条 助成先の選考に当たって、もしくは助成後の助成先との関係における利益相反防止のため、助成先と利害関係を有する役職員はその旨を自己申告するとともに、本規則第8条の規定に従って助成先選考委員会の決定はその者を外して行うなど、必要な防止措置を講ずることとする。

2. 本会は、利益相反防止のため、役員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講ずることとする。

(特定寄附金等による助成)

第12条 使途や管理方法等を指定する特定の寄附や、100万円を超える多額の寄附場合など、本会寄附規程により理事会の決議を経て特別の寄附金を受け入れる場合は、本規則第9条の規定に拘わらず助成先の選定、一件当たりの助成金額等の助成の方法について、理事会の決議により本規則に定める以外の方法で助成を行うことができる。

(助成の実施)

第13条 助成が決定された場合はできるだけ速やかに実施する。

(報告)

第14条 選考委員は、前条に規定する助成の実施前又は実施後において、その選考結果につき理事会及び評議員会開催の都度、当該理事会及び評議員会に報告し、その了承を得るものとする。

附則 1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 平成27年12月10日改訂(第9条追加)
3. 令和元年11月29日改訂(第11条、第12条追加)